

「会議録の作成と留意点」

都道府県議会議長会 議会制度研究アドバイザー 野村 稔氏
平成 28 年度第 2 回議会事務局・職員研修会
H28. 10. 21 (金)・県民会館「902」

ただいまご紹介をいただきました野村でございます。私は以前、都道府県議会議長会におりまして、平成 12 年、政務調査費が出来たときに退職になりました。昭和 49 年に私が要望書を書いて 30 年かかってできたのですが、今、新聞を見ますと富山市議会とか兵庫県議会の記事が出てまいります。政務調査費が出来たときに私は強く言ったし、今でも言っているのですが、「例外的に扱うものは何処にでもある。それを捉えて報道する新聞は、どうかしている。」と思います。

新聞でそれをやられると、全部の地方議員が駄目なように見えます。実際は違う。町村議員は安い報酬で女房を食わせることもできないし、子供を学校に行かせることもできない。それでも一生懸命やっているのに、ああいうおかしいことだけで地方議員全体を評価するのはおかしいです。「政務活動費で、こういう良いことができた。」そういうことを報道するべきです。

要望した折に、国会議員なら「政務費」で分かりますが地方議員ですので、「議員の調査活動費」の名称で要望書を書きました。もちろん、書くときには調査会を作り、その答申をもらいました。地方議会に共鳴してくれる大学の教授とか戦後の国会に出席し答弁をした議会に詳しい自治省行政局長。例えば、佐久間彊さん(さくまつとむ・昭和 39 年の地方財務会計制度の地方自治法改正を担当)です。

今日の話から外れますが、最初に皆さんの何かの参考になるので戦後の地方自治について若干話します。

地方自治法は、戦後、日本国憲法に関連してできたのです。それまで都道府県知事は内務大臣の任命で威張っていました。今、皆様方市町村の執行機関の委員会と称するものは戦後にできたのです。

戦前の日本の地方自治制度は、イギリス、ヨーロッパの制度を取り入れたもので、昭和 20 年終戦当時は、東条英機内閣総理大臣が権力を持ったシステムでした。

一方、アメリカのシステムは、長は全部の権限を持っていなくて、長のほか各種行政委員会に権力が分散されていました。日本は昭和 20 年まで権力が一本化されていたので、「同じことが繰り返されたら大変だ。」と、アメリカの制度を取り入れ地方自治法で権力の分散をやったのです。

マッカーサー司令部の民政局行政課が地方自治の担当で、行政課長はチルトン少佐で軍人です。3 年日本にいて、アメリカに帰るときには中佐になっていました。

戦後、地方議会を改革するときマッカーサー司令部が原案を示すと「命令した。」と言われるので、「これでやってはいかがですか、アイデアの一つです。」と原案(覚書)を見せるのですが、命令と同じです。「自分らが直接命じるのではない。日本の

内閣総理大臣が命令したのだ。」日本の内閣総理大臣は、第2次世界大戦時のイギリス大使の吉田茂で、アメリカをよく分かっているから、うまくいったのです。

戦前、地方自治法はありませんでしたから、当時の内務省は、地方自治法の原案を作ることができなかった。昔の自治省、建設省、労働省、厚生省、警察庁、これらがまとまった役所を内務省と言いまして、東大、京大を出た人は、役人になるなら内務省に行くか大蔵省に行くかと迷い、どちらかの役人になりました。

昭和20年に地方自治法の原案なるものをチルトン少佐が示して行政課長が受け取り、日本語に訳して内閣法制局と相談する。それで法案を国会に出す。法案は必ず、内閣法制局と合意したのを閣議決定して、国会に提案されるのです。その地方自治法の原案は、内務省の行政課長で、後に、東京都知事になった鈴木俊一さんが作りました。その行政課の事務官には、後に、岡山県知事になった長野士郎さんがいました。『逐条地方自治法』は、今、松本英昭さんが書いていますが、それ以前は、自治省の行政課長（旧内務省）の長野士郎さんが書きました。長野士郎さんは、鈴木俊一行政課長のときの事務官で、長野さん一人で書いたのではなく、課員が分担して書いたものが長野士郎著『逐条地方自治法』、それを松本英昭さんに譲って、現在、松本英昭さんの名前になっているのです。

佐久間彊さんは、昭和21年のときは内務省から内閣法制局に出向になっていて、鈴木さんが原案を作った地方自治法の審査をしていました。内閣法制局は「日本の憲法は…」とか統一見解を出す役所ですが、内閣法制局には法律家がいっぱいいるのか。いません。例えば、自治省関係の法律を内閣法制局と相談するとき、一番分かっているのは自治省・総務省の人で、分かっている人が内閣法制局と相談しても相談にならない。字句とか点が入ると言うかもしれないが、内容は分かりません。内閣法制局には総務省ほか全省庁から職員が出向していて、短い人は3年、長い人は5年います。これが中央省庁の官僚です。ですから、内閣法制局は、実務に関しては法律家の集団ではなく、各省の連合チームなのです。

佐久間彊さんは、「自治省行政局長を辞めた後は、親父が作った千葉経済大学の教授、学長になる。」と遠慮のないことを言います。私どもは昭和46年に、「佐久間彊・元自治省行政局長の意見が反映されているので、俺らが勝手に要望しているのと違う。」と、自治省に議員活動費の支給の要望をしました。戦前の議員は法律で、「無報酬、名誉職」となっていたのですが、戦後は「報酬の支給」の代りに名誉職でなくなりました。佐久間彊さんが、「議員報酬が低いから議員活動費の支給は賛成だ。」と言ってくれたので、「議員活動費を支給して欲しい。あなた達の先輩の佐久間さんもOKした。」と言いましたが、自治省は「うん。」と言わなかった。それで、平成12年までかかったのです。

議会運営委員会も地方自治法制定のときはなかった。「議会が対立したとき、調整しないといけないから議運は絶対に必要です。議会運営委員会を法制化してもらいたい。」と議員活動費の支給と一緒に要望して、議会運営委員会は15年かかって、平成3年に法制化されました。

自治省の役人は議会のことを分かっていません。どこの国も、委員会は、常任委員会か特別委員会しかないのに、日本の地方議会の議会運営委員会には、常任も特別も付いてない。委員会が発達したのはアメリカ合衆国です。なぜ、発達したか。大統領には議案の提案権を認めず、議員が議案（法律案）を作って議長に出します。議長はそれを審議する委員会を作るが、これをみんなでやったのではまともでない。特定の数だけで特別委員会を作って、付託、審議して、可決になった場合には、特別委員会は自動消滅する。それを4~5年やったらアメリカの国会議員が、「毎年議員から、同じような法律案が出てくる。それなら特別委員会を作って付託するのでなく、常設の委員会を作って付託すればいい。」と言い、特別委員会から常任委員会が生まれたのです。

ですが、日本は違います。常任委員会があって、そこでやりづらい問題があったら特別委員会を作る。アメリカと逆転しています。

私が大学を卒業して都道府県議長会に入ったとき、議長会では私より5歳年上の北海道議会事務局出身の職員が議会を担当しておりました。当時は子供が5人も6人もいて、長男は大学に行かせてもらえたが次男以下は行かせてもらえない。北海道議会に就職したら、「夜学に行け。」。札幌に夜学はあまりないから東京の議長会で議会を担当していたのが私の上司でした。その人が、「議会をやっているのは、うちの事務局では俺とお前だけだからな。」私は大学で行政法は勉強しましたが、議会をやっていませんでした。「日本の大学には議会をやっている教授がないから、俺らがやらないと駄目だ。」と、その上司は言いました。地方自治法ができたときに地方議会を分かっている者は、誰もいなかったのです。

今は沖縄県議会といいます。日本に還った昭和47年まではアメリカの占領地で琉球政府と言っていました。議会のやり方は、参議院と地方議会では違っているのに、アドバイスをしていたのは、日本の参議院事務局でした。

参議院のやり方と地方議会のやり方は、なぜ違っているのか。議会運営に必要な条文は、「会議規則」「委員会条例」「傍聴規則」です。昭和22年、地方自治法ができた当時の内務省は、「会議規則」「傍聴規則」「委員会条例」を地方団体に出しましたが、十分でない内容でした。なぜか。内務省の職員が、衆参両院の規則から使える条文で作ったから、実態に合っていないのです。それがわかりましたので、私も都道府県議長会は昭和31年に、標準の「会議規則」「委員会条例」「傍聴規則」を出しました。

この昭和31年というのはどういう年か。地方自治法203条に『議員に支給できるのは「報酬」「費用弁償」「期末手当』と、この3つが書いてあって、204条の2の枝番の条文で、『それ以外は支給してはならない。』と抑えています。知事・市町村長を信用してないから、204条の2の条文を作ったのです。規則の制定権は知事・市町村長にあるから、その条文ができるまで県によっては、議員の日常の活動に交通費がかかるから交通費。「議員は退職金もないので気の毒だ。」と退職金規則を作って、金を出していた地方議会がありました。それで昭和31年に、法203条と204条の2を制

定したから、知事・市町村長は、報酬、費用弁償、期末手当以外の経費を出すことができなくなったのです。だから「議員の調査活動費」が必要になるのは当然で、私もは議会をよく分かっている先生方を集めて、昭和 49 年に要望書を書いたのです。要望書を出したら自治省の議会担当の行政課長は、「自分が〇〇県の総務部長をやったときには、議員活動費が出ていた。」「自治法の改正で、それは出ないことになったのです。」「そうか。でも、今も出している。あんたも俺も知らなかったことにしようじゃないか。そうすれば出すことができるのだから。」「分かったときは、遡って返還要求がきますから駄目です。」と言いました。

平成 12 年に政務調査費ができたときに、「領収書の添付は要らない、政治家だから。」と言ったのは全国都道府県議長会だけです。全国市議会議長会と全国町村議長会は情けないです。我々、全国都道府県議長会が独自の条例を作って「これで、国会で地方自治法を改正してもらおう。」と言っているのに、全国市議会議長会と全国町村議長会は、領収書の添付を義務付けたのです。私は頭にきて両方の団体に、「領収書を集めるために議員に秘書を一人付けなければダメだ。」と言った。私は自治省の行政課長に、「領収書を添付するなら議員一人に職員一人付けてくれたら完全にできる。県議会の事務局職員を 3,000 人増やしてくれ。」その当時の県議会の議員定数は 47 都道府県集めたら約 3,000 人だったのです。「そんなことはできない、行革だから。」と物別れに終わりましたが、国会議員には、文書通信交通滞在費として 100 万円が毎月支給されているのに、領収書の添付は要らないのです。おかしいです。こういうことをマスコミは一切書いてない。国会議員にはその他に、「立法事務費」65 万円と海外視察費用も出ている。地方議会には、そういうものは出ていないのです。

市町村合併で議員数が減って議員年金制度の財政が悪くなったときに、都道府県議長会と町村議長会は「やむを得ない、年金制度は内容がいい。」と存続案に同意しましたが、市議会議長会は反対した。三議長会が一本化できないなら続けるわけにはいかないと、年金制度は廃止になった。今、それを復活しようとしても無理です。議員年金は二つ目の年金（国民年金または厚生年金の他にもらえる年金）で、今は、一人の人が二つの年金を貰うことはできません。総務省が、「3 団体の内 1 団体が反対しているから議員年金制度は廃止だ。」となったことは、残念です。

新聞に載っていることだけを読んでいると地方議員が悪いように聞こえるので、私は会議録の研修であっても、余計なことを言うことにしています。そうしないと本当のことがわかりません。

それではレジュメに入って、「会議録の作成の留意点」を申し上げます。

1. 作成の目的

(1) 議会活動を記録する唯一の公文書

作成の目的は、議会の活動を記録する唯一の公文書であるからです。議事録は一字一句書いてないと駄目で、以前は、都道府県とか大きな市の場合、速記者が

いましたが、今は、外部委託した方が安いからと速記者はどんどん廃止になっています。財政課に「速記者を雇うより外注の方が安い。」こう言われると、議会事務局職員は納得するのです。なぜ納得するのか。議会事務局在職年数が少ないから議会のプライドを持っていないのです。都道府県議会は、私が辞めた平成12年以降、局長は2年交代になりました。会議の時々に局長がいる所で、「議員で議会の知識を持っている人は少ないから局長は短期交代したら駄目だ。局長が支えなかったら誰が議会を支えるのだ、交代すべきでない。」と、よく言ってきました。

都道府県は会議録の作成を外注した方が安いからと、速記者が定年になって辞めると補充しない。外注すると、議会事務局職員に外部で作ったものをみる眼力がないと駄目です。しっかり見ていますか。自治省から天下ってきた私どもの総務部長（後の愛知県の部長）が、「現場を見ないと駄目だ。いかにいい加減なことをやっているか、良いことをやっているかを自分の目で見て、駄目なところは直していくしかない。」と言い、議長会の職員を県議会に派遣しました。

その第1号は私で、神奈川県議会へ行くこととなりました。理由があるのです。神奈川県議会は、自民党は半分以下で、保守系無所属を入れるとちょうど半分で5対5です。可決になるにはプラス1ないと駄目で、その当時は社会党の他に民社党があり、民社党は自民党の意見を聞いてくれるので議案が通ると思うが、やはり「否決」になるか「可決」になるか分からないから議長の議事次第書を3つ（可決、否決、可否同数）書きました。表決近くになって議場の外に出る議員がいると、その後を追いかけて行くとトイレに入る。トイレから出て控室の方へ行ったら議長の議事次第書を変えないといけないから待っていると、「つけ馬みたいなことをするな。」とトイレから出てきた議員に言われましたが、「先生こっちです。」と本会議場を示すと入ってくれました。そうすると議長の議事次第書を変更しなくていい。ですから、冷や冷やです。また、戦前の小学校を満身に卒業していない議長には議事次第書の漢字に仮名を振るわけですが、今は、こういう悩みはないです。

ついでに、もうひとつ余計なことを言いますと、国会は速記でとっておりますが、衆議院には衆議院の速記養成所、参議院には参議院の速記養成所が別々にあって速記記号が違うのです。ですから、衆議院の速記者は参議院で仕事することはできない。20人養成して10人しか欠員がなかったら、残りの10人は、どこか募集している県はないかと県議会に言ってくるのです。外部委託が多くなった今は、こういうことがなくなりましたが、これも知られていないことです。

(2) 会議録公開の原則と会議録

会議公開の原則と会議録ですが、嘘や間違っただけを書くと傍聴人から、「違っているのではないか。」と会議録公開請求が出てくるので、会議録を外部委託した場合には議会事務局が点検する眼力を養っておいてもらいたい。

2. 会議録の種類

(1) 原本（地方自治法第 123 条）…公文書

原本は永久保存です。訂正前及び取消し許可の発言、秘密会を開いたときは、そのまま載せる。

(2) 配布用（標準会議規則 県第 124 条、市第 85 条、町村第 124 条）

会議録の種類は、原本と配布用と二つあります。原本は、取消した発言や秘密会の記録が載っているもの。配布用は、取消した発言は黒い棒とか〇〇〇〇となっていて文字になっていない。原本は永久保存です。したがって、原本の削除等をやる際には注意してください。「俺は、こういう風に言ったはずだが、原本に載っていない、どうしてだ。」載せないなら載せない理由がなければ駄目です。この点は、しっかりしてください。

3. 会議録の記載事項

(1) 根拠法令

① 地方自治法

会議録の記載事項です。地方自治法 123 条「会議録」には、どういうことを載せたらいいかは書いてない。書いてないので困ったので、昭和 31 年に「標準会議規則」を都道府県議長会が作りました。この都道府県を「市」と置き換えたら市の、「町村」に置き換えたら町村の会議規則。その後、自治省の中島正郎先生が市議長会の議会担当の部長になったときに、どこかの市の数人の事務局長が、「委員会に関する委員会条例は非常に短いので、「この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる」と規定してあるが、会議規則のどれが準用になるか分からないから準用になる条文を再掲して欲しい。」と言ったので、中島さんが市の標準会議規則に委員会の部分を追加しました（「第 2 章 委員会」）が、会議録にはふれていません。

② 都道府県議会会議規則準則（昭 22. 10. 10 内務省）

昭和 22 年に地方自治法が制定されたことに伴い、内務省は会議規則準則、委員会条例準則等を各県に通知しました。この基本は衆、参両院の規則です。

③ 標準会議規則（昭 31 制定—県 124、市 85、町村 124）

会議規則に、会議録に載せるものを詳しく規定したのは、昭和 31 年に制定した標準会議規則県 124 条、市 85 条、町村 124 条です。それ以前は昭和 22 年に出した内務省の会議規則準則 101 条ですが、この条文では会議録に何を載せていいのか分からないです。そこで都道府県議長会は標準会議規則で考え得る限りの記載事項をあげ、この中で「とる、とらない。」は、それぞれの議会の判断というようにしたのであります。

県の標準会議規則 124 条の 4 を見て下さい。「職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名」と書いてあります。これは皆さん方です。例えば退職して 20 年経ってその職員の孫が会議録を見たら、「あれ、うちのおじいさんの名前が載っている。」こうなります。これは、議会事務局をいかに重要視しているかです。責

任者ということも含めて、私らは124条を作っているのです。ですから県議会は、主事まで載せている県もあれば課長、課長補佐までの県もあり、ばらばらです。

5番目の「説明のため出席した者の職氏名」。これは、地方自治法121条「議長が市町村長に出席する者の職氏名を要求する場合は、公文書で議長に回答する」ようになっています。この要求は会期独立の原則から、本当は会期毎にやらないといけない。前の会期が終わったあと異動があるかも分からないから、会期毎に、議長が市町村長に出席者の要求をすると、市町村長は、「次の会期は〇〇部長が出ます。」と言ってくる。定例会は年4回ですが、年に1回要求すればいい方で4年に1回しか要求していない議会もあります。口頭で「部長が出るから。」なんて言ったやり方はおかしいです。執行機関の出席要求の原則を知っておいてください。

(2) 具体的事項

- ① 議員の氏名 公務出張、休憩再開後、途中出席・退席、通称の取扱い
- ② 事務局職員の職名…広範囲
- ③ 説明員の職氏名…通告による

具体的な事項では、議員の氏名、議席番号とかバラバラです。公務出張で欠席の場合は、公務出張と書けばいいです。

出席議員のところ、途中退席・入場の議員氏名を、(〇〇議員退席)、(△△議員入場)と細かく記載している議会は少ないです。途中から入場して3分間いても1日中いたこととなります。ですから、大分前に神奈川県議会で問題が起きたのです。鎌倉の大船に松竹の撮影所がありまして、その俳優が神奈川県会議員に当選して会議録署名議員になった。署名議員の指名のときだけいて、5分経たない内に退席しても1日出席となります。そうしたら読売新聞の記者が、「あなたは署名議員になっているがいませんでしたね。」と言い、これに対しその議員は「いや、俺はちゃんと出席している。」と答えた。閉会になって会議録ができてからも、記者が「あなたは出席していないから会議録署名議員になるのはおかしいです。」と言ったら、「何を言っているのだ。会議録の最後に俺が署名している。問題ないじゃないか。」「いや、新聞記者席から見たら、あなたは5分しかいない。それで、なぜ署名できるのですか。」と反論しました。ですから、署名議員になって5分で退席するのは具合が悪いのです。途中出席・退席の場合を会議録に書いている議会があります。(〇〇議員出席)とか(〇〇議員退席)とかです。そういうやり方をするのが必要だと思います。住民が議会の会議とか会議録に関心を持つようになったら、議会事務局は、そこまで考えておく必要があります。

次に、通称名の取扱いです。「私は山田△△と言っていますが、本当の氏名は山田〇〇です。」そういった場合、通称名を選挙管理委員会が使っている場合があります。鎌倉市議会に、「千 一」という通称名の議員が1人います。苗字が千、名前が一。これを選挙に出たとき選管が認めたのです。そうしたら議員活動も「千一」だという。そんな名前はありません。選管で認めたことと議会で認めること

は別です。選管で認めたことを議会が認めないのは理由がないと駄目と問題になりましたが、選管が認めたので、今もって「千一」です。

ですから、議会における通称名の取扱いは議会運営委員会で決めていただきたい。通称名は、衆議院と参議院は議運で了解した場合だけです。

参議院は、通称名をずっと認めなかった。全国区で立候補する人は通称名で出るから、「通称名を認めたら、あの人の選挙運動を手伝っているようなものだ。」と参議院は長い間、認めず、10数年前に認めるようになりました。

④ 議席…番号と氏名標

議席には、なぜ番号と氏名が付いているのか。議員数が多いと佐藤が4人もいたら、どの佐藤かわからない。だから10番の佐藤、11番の佐藤、50番の佐藤…と番号を付けるのです。ところが地方議会、特に町村議会は議員定数少ないので、同姓の議員は少ない。県議会は議員数が最低40で議席番号を付ける必要はないのに国会が付けていたから、31年の標準会議規則を作ったときに番号を付けるようにした。ところが、市町村議会は人数が少ないのに都道府県の会議規則をそのまま使い、議席番号を付けているのです。

都道府県でも香川県議会は議員定数40人なので番号は必要ないと、20年も前に廃止しました。同姓の議員が少ない場合、議席番号は、ほとんど必要ないのではないかと、私は思うのであります。

⑤ 議事日程…いわゆる追加の議事日程の取扱い

地方議会の議事日程の取扱いは、間違っている議会が多いです。議事日程は、本会議をやる前日に配るのです。国会は前日です。本日1時からやるのに今日配ったら、議事日程と言わない。前日に配って、こういうことをやるなら、こういうことを発言しようと議員に考えさせるために配る。ですが会議当日、「これより会議を開きます。」との直前に配ればよいと書いてある解説書もあります。原則を知っていただきたい。

国会議員は、衆議院四百数十人、参議院二百数十人なのに、前日にどうやって配るのか。国会議事堂の3階は本会議場で、1階は事務室、2階は各党の控室で議員別のボックスがあり、前日に議事課の職員が、ここに入れるのです。国会は前日を守っている。地方議会は守っていない議会が多い。こういう点も知っておいていただきたい。

⑥ 諸報告…重要な報告、長の行政報告

行政報告をやっている議会があります。慣例として載せている議会は結構です。行政報告を必ずやるとは限りませんから、この点も多くの場合、慣例としてやっているのは結構です。

⑦ 会議に付した事件…議事日程との関係

議会では「議案」、「原案」、「案件」と、いろんな用語を使っていますが、統一した用語は「事件」です。事件といたら全てのものが含まれます。これが自治法の考えです。ですから内容によって用語が違っているのです（例えば予算案、

条例案等)。

⑧ 議案…掲載、議題前に撤回した議案

そのとおり会議録に掲載するのが原則です。

⑨ 議員が要求した資料、質問で使った図表、不規則発言、発言時間内に終了しない討論

重要なことは議運の決定に基づいて、議長が会議録に載せる。質問で使った図表が必要な場合は、議運で決めて議長決裁で載せればいい。

「不規則発言」は議長の許可を受けない発言ですが、懲罰の対象になった発言は、会議録原本に当然載せないと駄目です。配布用の会議録には発言の内容により決定します。こういう点を注意していただきたい。

「時間内に質問が終わらない場合」。A議員は5項目やったが、B議員は3項目しか終わらなかった。その時に議運で相談をして、「4番目と5番目は質問しなかったが質問したことにしよう。」と決定すると、議長が必要と認めて会議録に載せることができる。その場合は答弁がありませんから議長の権限で答弁を載せることができる。その時に口頭で言ったか、権限で載せたかということを知りやすくするために、そここのところに一本、線を入れて区別をしておく。そうすれば、「これは発言したのじゃない。これは、議長権限で入れたのだ。」ということがわかる。こういうことをやる必要があります。

(3) 誤った記事の記載

誤ったことを言った場合も、そのまま書く。しかし、それが明らかな誤りであって誤解を生じるような場合、直す必要があるならば直しても良いということです。

4. 署名議員の役割

(1) 建前と実際に相違がある。

署名議員は、「これより会議を開きます。…これにて散会します。」まで、ずっといないと、本当は署名できないのです。ですから、神奈川県議会で大船撮影所の俳優が県会議員になって「会議の最初のときは出ていたから、署名するのは当たり前だ。」と威張っていましたが、実態を伴っていない。そういうことのないように、署名議員はなるべく会議中、出席してほしいものです。

(2) 指名の時期

一会期を通じて指名する場合と会議毎に指名する場合があります。欠席がないなら一会期を通じてやってもいいですが、欠席した場合は困るので、その日毎に指名した方が安全です。署名議員が1人が欠席した場合、1人追加して指名する必要がありますから、一会期を通じて指名したとき、事務局は、出席の有無に注意する必要があります。

(3) 署名の年月日

署名の年月日はいつか。これは、議会によって違います。会議録ができて、議

長が見て署名してから署名議員が署名。または、署名議員が先に署名して議長が後から署名する場合があります。自分が見た日の年月日を書く。だから、署名議員が二人いた場合、年月日がバラバラになるのは当然です。ところが、日本人は同じでないとな得しないこともあり、同じにしているところがあります。そんなことはあり得ません。定例会の場合、厚い会議録原本を二人が同日に見られるわけがない。そういうことであります。

(4) 署名拒否の取扱いは、その旨を会議録原本に記録しておく。

署名拒否をした場合。「これ、違っているよ。」「いや、この通りです。」署名議員が納得せず署名を拒否した場合は、拒否の理由を署名欄に書いておく必要があります。「〇〇議員は…の理由によって署名を拒否した、平成〇年〇月〇日」こう書いておくことです。これをやっておいていただかないと、なぜ署名を拒否したかわからないということです。それから、「署名を拒否した理由は、配布用の会議録には印刷する必要がない。原本だけでよい。」のです。

5. 整文（修文）

(1) 整文の必要性…話し言葉と文章の違い

整文は、長い歴史を持っている議会では知っていると思います。整文をやる必要があるのは「話し言葉」と「文章」との違いです。「そうじゃねえか」と言った場合、「そうじゃないか」と改めている場合があります。それぞれのやり方ですが、なるべく言った通りに書くのが普通です。

(2) 整文の法的根拠

地方自治法第 123 条にあるが、具体的内容は議長決済で明確にしておく。

整文は次の (3) に、私が例として挙げましたが、法律に具体的に規定してあるか。規定はありません。会議録の作成者は議長ですから「議長がこういう風にやっていい。」「議長が整文の基準を定める。」のを根拠にして、議長決裁を得ておくことです。それに基づいてやるなら「議会事務局が勝手に整文しているのでなく、議長決裁に基づいてやっている。」ことになります。そして新しい整文の要素が出たら議長決裁で追加する。決裁を貰っておかないと会議録の正当性がなくなります。例えば 5 年前の議長が決裁した整文基準は有効ですので、それに追加、削除を会期毎に検討することです。

新たな事態が生じた場合、事務局で検討した結果、「整文の中に入れよう。」となれば、整文の法的根拠として、議長決裁をその都度もらえばいいのです。したがって会期終了の都度、必要があれば議長決裁で追加すればよいのです。

(3) 整文の基準（例）…整文の前と後

① 単なる言い間違い、読み間違い

本年は昭和 28 年であり… → 本年は平成 28 年であり…

昨日の参考人は… → 昨日の証人は…

② 単純な誤りを直ちに訂正した発言

東京都の石原大臣は… → 東京都の石原知事は…

東京都の石原大臣、失礼しました石原知事は… → 東京都の石原知事は…

「本年は平成28年」を「本年は昭和28年」と言った場合、発言者が昭和と言ったのだから昭和でいいということはありません。「証人」を「参考人」と言ったとか、「東京都の石原知事」を「東京の石原大臣」とか、明らかな誤りは議長決裁をとって、事務局で直すことです。皆さん方のところでは決裁をとっていますか。とってないと、議長が「俺、これ載せる。」と言ったら、載せなければならぬこととなります。

③ 重複発言、繰返し発言

私は、私はですね… → 私は…

(例外もある)

一番最初に問題になるのは…

→ 「一番」と「最初」は重複するが、「一番最初」が一般化している。

「私は、私はですね…」は「私は」に整文します。

「一番最初に」は、「一番」と「最初」は同じことを言っていますが、「一番最初」は一般的に定着化していますから、そのまま使っているのです。

④ 修飾語の誤り

みんなで関係者、力を合わせて… → 関係者みんなで力を合わせて

⑤ 言葉の順序の誤り

後日提出します。資料として → 後日資料として提出します。

「みんなで関係者力を合わせて」と言った場合、「関係者みんなで力を合わせて」、「後日提出します、資料として」は、「後日資料として提出します」。話し言葉の中に助詞などが入っていない場合は、入れることができます。

⑥ 助詞等の省略、誤用

地方財政の充実、最も重要である。 → 地方財政の充実が最も重要である。

それぐらいはわかるだろ。 → それぐらいはわかるだろう。

彼は主張した当時は… → 彼が主張した当時は…

話し言葉には、「省略」があります。「それぐらいはわかるだろ」は「う」が抜けている。しかし「わかるだろう」の「う」まで書かないと文章にならない。

「彼は主張した当時は」では文章になっていません。「は」が二つある文章なんてない。「彼が主張した当時は」こういう風にします。

⑦ 文字の説明

私立学校、わたくし立の学校は… → 私立学校は…

文字の説明。「私立学校、わたくし立の学校」と議員はよく言いますが、会議録では漢字の「私立学校」だけでいいです。

⑧ 慣例化した言葉

…やっているんです。 → …やっているのです。

座談会等ではそのまま記録している（雑誌等）

慣例化した言葉で、「やっているるんです」の「るん」という言葉は、文章体にはない。従って「やっているるのであります」こういう書面にしていきます。

しかし、雑誌等の座談会の記録では、臨場感を出すため話した通りに記録しますが、議会の会議録では、そこまで忠実に書く必要はありません。

⑨ 指示代名詞の明示

あれとこれは… → AとBは… なには… → Cは

⑩ 地方のアクセント（なまり）

しえかくに述べると… → 正確に述べると…

「い」と「え」、 「せ」と「しえ」、 「ひ」と「し」

⑪ 母音の引延ばし

今回のおー、政府の方針はあー… → 今回の政府の方針は…

アクセント、なまり。例えば「正確」を「しえいかく」と田舎弁で言っている場合。労働組合や学生運動は、「今回のおー、政府の方針はあー…」と「…のお、…はあ」と言っている。議会でそれと同じことを言っている場合は、「…のお、…はあ」をとっていいのです。

⑫ 無意味語

「あー」、「えー」、「うー」、「あのう」 → 削除する。

「ですね」（最後にくるもの） → 削除する。

「ね」、「よ」、「さ」、「な」 → 必要により削除する。

これは多いです。「あー」、「うー」、「えー」、「ねえ」、「よ」、「さあ」、「…ね」という場合、取っていいです。大平首相が予算委員会で答弁するときに、「只今の質問につきましては、えー」と言っている。「えー」は予算委員会の会議録に残っているか、残っていません。加藤紘一衆議院議員（大平派のリーダー）は、私に「大平は、「あー、うー。」と言っているときに、次の答弁を考えているのだ。」と言いました。国会議員も地方議員も「あー」、「うー」と言いますが、それは記載する必要はないということです。

⑬ 諺の間違い

早起きは三文の損… → 早起きは三文の得…

単純な誤りですので整文することができます。

⑭ ひとり言（自答語）

この政策は効果がないと思う。うん → この政策は効果がないと思う。

条例の、何条だったかな、そうそう 16条にあります。 → 条例の 16条にあります。

独り言を言っている人がいます。「この政策は効果がないと思う、うん。」自分で「うん。」と言っている場合がある。そういう「うん。」は取っていいです。

⑮ 冗漫な表現

…というふうに存ずる次第であります。 → …と存ずる次第であります。

⑯ 接続詞の乱用

「が」、「ので」、「とともに」、「かんがみ」

→ 文章が長くなるときは適當の長さで区切る（接続詞の削除）

「…であります、…であります、…」 「が、が、」と、なかなか「。」がこない。その場合、「が、」は1度しか使わない。その次に「が、」がきたときは、その前で止めて、「。」にするのです。

⑰ 読点（、）…には読点はない。

読点（、）の付け方によって誤解のもとになるので留意する。

「大きな、眼鏡をかけた男」 → 「大きな」は「男」の修飾語

「大きな眼鏡をかけた男」 → 「大きな」は「眼鏡」の修飾語

読点をつける場合と読点をつけない場合の基準を明確にしておく（「7 読点」参照）。

これによって大きな意味の違いが出てきます。「大きな_、眼鏡をかけた男」。「大きな」の後に「_、」を付けたものは「大きな男」の修飾語。「_、」がなかったら「眼鏡が大きい」となりますから、こういう解釈は会議録ができたときに、よく読んでいただきたいと思います。

(4) 整文の対象にならないもの

- ① 懲罰の対象となった発言
- ② 取消しの対象となった発言
- ③ 議員、政党間で対立のもとになった発言
- ④ 会議が混乱しているときの発言
- ⑤ 不規則発言（重要なもの）
- ⑥ 100条調査における証人の証言
- ⑦ 参考人、公述人の発言（原則）
- ⑧ 方言（整文することにより意味が異なるおそれがある場合）

懲罰の対象になった発言はそのまま載せる。この辺りの説明は言わなくても解りますので省略します。

6. 情景描写

(1) 役割

会議録は発言をそのまま記録するものであるが、情景描写は発言以外の動作を記録するもので、発言を補完する。

カッコ書きで（○○議員登壇）。このように書きます。

(2) 情景描写の法的根拠

地方自治法第123条（議長の会議録作成権）にあるとされているが、法令、会議規則には「情景描写」の用語はない。

具体的な内容は議長決裁で決めておく。随時、追加、削除することが必要である。

(3) 情景描写の内容…（ ）で表示する。

- ① 登壇…（○○議員登壇）

- ② 棄権…（〇〇議員「棄権」と呼ぶ。）
- ③ 除斥…（〇〇議員退場）、（〇〇議員入場）
- ④ 不規則発言…（〇〇議員「……」と呼ぶ。）、（発言する者あり。）、（議場騒然）、（聴取不能）
- ⑤ 現物の表示…（〇〇議員、……を示す。）
- ⑥ 拍手、笑声…（拍手）、（笑声）
- ⑦ 自然閉議…（休憩後、再開するに至らなかった。）

注意していただくのに②「棄権」です。例えば私が議員だとして、「退場したくないが、棄権だ。」という場合、「野村議員、棄権。」と自分で言う場合があります。それを書いておけば、野村議員は棄権したとわかります。退場すれば問題ないが、こういうやり方がある。会議録では、「…と言う」と書かずに「…と呼ぶ」と言って、客観的な表現の形にします。「言う」というのは、「その人が話している」ということで、主観が入るからだと言われています。

問題は、情景描写の⑤です。現物を表示する場合、「この通りであります。」と言って物を見せる場合は、議長の許可がいります。議長の許可なくやった場合、「〇〇君、議会は弁論でやってください。」と、議長が注意をすれば良いのです。

成田空港ができたときに、千葉県議会で、「空港ができたから、騒音が激しいのだ。」と発言する議員が、議場で騒音をテープレコーダーで再生すると言う。「それはできません。」と私は言いました。なぜ出来ないのか。騒音だって、小さく再生するならうるさくないが、小さい音も大きくすればうるさいです。だから、「そんなものは駄目です。弁論で言ってください。」と言ったら、議長が許可しませんでした。

ほかに、暴力を使った学生の集団が、成田空港近くの農家で農業を手伝いながら空港建設反対運動をやっていました。土地収用法にある収用委員会は県の機関ですから、議会に収用委員会から議案が出てくる。千葉県議会は、傍聴受付の脇にカーテンを張って千葉県警公安部の刑事が見えないようにして、反対派の学生なら合図する。また、傍聴席から物を投げられたら危険ですから、服のポケットが膨らんでいる人は許可しなかったのです。地方議会の議長には強制権（警察権）がないので、議長は、「傍聴は許可しません。」と言うだけです。

そういう問題を想定して、規則に、「傍聴は許可しない」の条文がなかったので、私どもは標準傍聴規則を改正し、市町村も同じように改正しました。「議事を妨害する顕著な事情のある者」と書いてあります。抽象的な表現は傍聴規則にはなじまないのですが、どういう人が来るかわからないから、ポケットが大きくふくらんでいる人が傍聴に来た場合、職員が聞いてもポケットの中身を見せないなら「妨害する顕著な事情のある者」として許可しません。

衆参両院議長には警察権がありますから、職員は、傍聴希望者の背広や身体を触ることができますが、地方議会の議長には警察権がないから、傍聴担当職員は口で言うだけです。こういうことですので注意していただきたい。

傍聴規則で特に禁止事項を規定する場合には、具体的に規定する必要があるとされています。「議事を妨害する顕著な事情がある者」という表現は、抽象的で解釈の乱用になる可能性があるため、規定するのは本来適当でないのですが、成田空港問題では、そのようなことを言っておれませんでしたので、自治省と協議しました。その結果、このような傍聴規則の改正を「うん」と言ってくれたのは、自治省行政課長の伊藤さん（ロスアンゼルス領事、鹿児島県知事3期）でした。彼は「傍聴規則は具体性がないと駄目だ。」との見解でしたが、私は「分かっているが、成田空港問題でそんなこと言っていられない。俺の立場では権限がないから、いいと言ってくれ。」と言いますと、伊藤さんは「俺の責任でいいよ。」と言ってくれましたので、それで傍聴規則の改正をやったのです。

7. 読点

次の場合には打つ（例示）。

① 修辭的なものには打つ。（例）汽車は出ていく、煙りは残る。

② 重文の結び目に打つ。

（例）地方では物価が安定し、都市では上昇している。

③ 主語のあと、主語のあとの助詞が省略されているときは打つ。

ただし、条件句の主語は打たない。

（例）この条例は、公布の日から施行する。

私、少々理解を間違えていました。

この結論は市議会でだすものである、こう申しあげました。

④ 条件、限定等をあらわすときは打つ。

（例）小雨だったが、陳情のため上京した。

この資料を見ると、可能であることが分かる。

⑤ 挿入句の前後に打つ。

（例）現在の政治情勢は、御存じのように、激変しています。

⑥ 時、場所、方法をあらわすとき打つ。

（例）明日、東京へ行きます。

⑦ 語句を隔てて修飾するときに打つ。

（例）大きな、眼鏡をかけた男がいます。

⑧ 修飾語が重なるときに打つ。

（例）スマートで、早く、きれいな寝台列車です。

⑨ 感動詞、呼びかけのあとに打つ。

（例）ああ、なんと美しい湖であるか。

町長、答弁してください。

⑩ 仮名や漢字が続いたときに打つ。

（例）それこそ、その場で判断すべきです。

大阪出張の後、北海道へ旅行した。

- ⑪ 文頭の接続詞、副詞のあとに打つ。
（例）さらに、それについても研究します。
- ⑫ 文中の接続詞は、句と句をつなぐときは前後、その他は前に打つ。
（例）通知し、かつ、公表する。 事務処理をし、及び行政を執行する。
- ⑬ 倒置の場合に打つ。
（例）富士山は美しい、実に。
- ⑭ 疑問、質問の内容をあげたときに打つ。
（例）これをどう考えるか、これが第一の問題です。
- ⑮ 対等の関係で並ぶ同種の語句の間に打つ。
（例）米、麦、大豆などの農産物
このことに賛同したり、反対したり、疑問を持ったりする。
- ⑯ 並列する数詞の間に打つ。

（例）3、4年間、待つ必要があります。

「どういう場合に「、」を打つ」と具体的に書いているものはありませんが、私は、議会運営の本の中に「読点はこういう風につける」と書いています。見れば解りますので見ていただきたい。読点をよく研究しているのは速記者ですが、年々いなくなってきた。本当に情けないです。

次の場合には打たない（例示）。

- ① 体現に対し限定して修飾する語句の後

（例）先ほど来の町長の答弁

漁業に対する業界の反応は…

- ② 副詞または接続詞が連結しているとき。

（例）そしてまた まず第一に かつまた 同時にまた それから次に

- ③ 漢語が連結し慣用されている場合

（例）調査研究 充実強化 過密過疎 一問一答

打たない場合の②「そしてまた」これが多いです。「そしてまた」は、「そして」と「また」を続けて言っている。「そして」か「また」か、どっちかにしてくれですが、両方言っている場合は「、」を打たない。「そしてまた」にするということです。

8. 記録の方法

- (1) 速記録と録音テープ

- (2) 録音テープの外部委託反訳は、点検を徹底する。

- (3) 日本速記協会発行の「新版 標準用字例辞典」（平成24年7月初版発行）・「横書き表記における漢数字と算用数字の書き分け方」（平成28年8月1日発行）を参考とする。

- (4) 方言の取扱いを明確にする。

- (5) 録音テープに記録されていない議事は、議長の議事次第書を参考にして経過を

文章で記載する。

記録の方法は、「速記録」と「録音テープ」の両方のやり方があります。しかし、近年、速記者がどんどん少なくなっています。国会の速記者や都道府県や大きな市の速記者がどんどん減っていて、速記協会の会員が減少しているのです。私は「日本速記協会がなくなったら会議録を研究している者がいなくなるので良くない」と言い、私の後任の部長が無料に近いお金で、あそこの職員をやっている状況です。ですから、私が在職中は、都道府県議長会は、会議録の研修と速記の研修は、絶対にやらなかった。速記協会の研修は金を払って参加しますが、私のところはタダです。日本速記協会の研修参加人数が減ると倒産してしまうからです。また、今までは衆議院・参議院のOB、地方議会でも長くやっている速記者が役員になっていましたが、今は民間の速記業者の社長たちが役員になっています。長くやった人が定年になったら、そこで速記者がいなくなる状況であるということも、ご留意をさせていただきたいです。

(3)会議録の用語は、日本速記協会発行の「新版 標準用字例辞典」の用語を使うのです。国会の用語辞典をそのまま使うと著作権の問題があるので、違った名称で発行していますが、国会と同じ用語で、日本速記協会ですべて売っておりますので利用してください。

(5)「録音テープに記録されていない議事は、議長の議事次第書を参考にして経過を文章で記載する」。大概是録音テープに入っていると思いますが、入っていない場合、これは文章で書くほかないのです。昭和29年6月3日の衆議院の乱闘国会で、採決をやろうと思ったところが、社会党の議員が衆議院の中に入って、議長が入れないように中からドアを押さえていた。会期延長の件の議題で、この時の議長は滋賀県から出ている堤康次郎先生。西武のオーナーです。堤先生が入るのに職員がドアを開けようとしたが開かない。それでも力を借りて押したら議長は中へ2、3歩入れたが議長席までは行けないから、ワーワー言っているときに、堤議長がなんとか言って、手を挙げて、すーっと下がって議場から出て行った。「何と言ったのか」。議長の脇に事務局の職員がいるのです。「これより会議を開きます。本日より会期を2日間延長します。」と言ったそうです。「乱闘だから議員は皆、立っていた。だから会期が延長になった。なったから俺は下がった。」それは堤康次郎先生から事務局が聞いて、〔参照〕の形で書いているのです。皆さんのところで、そういう現象が起きたら、これを参考にして下さい。〔参照〕として事務局が書いたものです。そのためには、開議と散会の時刻だけは明確にしておく必要がある。これでございます。

9. 会議録の閲覧

- (1) 会議録の閲覧は、会議公開の原則の1つの要素である。
- (2) 会議録の閲覧の取扱いは、議長の裁量とされていた（行政実例 昭23.5.12、同29.11.25）が、最高裁判所の判決により住民からの閲覧請求があった場合、議

長はこれに応ずる義務があるとされ（最高裁判決 昭 50.4.15、行政実例 昭 50.11.6）、現在に至っている。

(3) 会議録の閲覧は、原本でなく配布用の会議録でよい。

(4) 会議録の閲覧の写しの請求は有料である。

会議録の閲覧は、行政実例では「議長の裁量。だから、閲覧を許可しても、しなくてもいいのだ。」となっていたのですが、昭和 50 年 4 月 15 日最高裁判所の判決は「公表する」。そういう判決が出たから、閲覧要求があった場合、議長は秘密会を除いて出さないといけないことになりました。最高裁判決は、これまでの自治省の見解と違うから、私は自治省に行って「自治省は、どういう行政指導をするのですか。」と聞くと、「行政実例を出すから待っていてくれ。」でした。行政実例が出たのが昭和 50 年 11 月 6 日です。大概是最高裁判決に従いますのに、なかなか見解がまとまらなかったのです。

最高裁判決は、どこで問題が起きたのか。これは福島県下の町村で起きたのです。市町村は、必ず、県庁に意見を聞きます。当時は地方課といていた。東大出の自治省から天下っていた 32、3 歳、自治省で言ったら係長にもならない事務官が地方課長でした。県下の町村議会で問題が起きて地方裁判所で問題になったときに裁判官は、「地方課長はどういう見解を述べているのだ。地方課長を証人に呼ぶ。」その地方課長は行政実例と同じ結果を言い、その後、15、6 年前に都道府県議長会の事務総長になって来ました。

「会議録の閲覧」は、原本でなく配布用でいいです。原本は一つしかないから大切にしておく。会議録の写しは、有料にしてお金をとっていいです。注意していただきたいことは、議員選挙の改選前、この任期で議員を辞める議員は、必ずと言って良いほど質問をします。そして、会議録ができたら自分の発言を見ます。

元NHKの記者で橋本龍太郎元首相の弟が高知県知事のとときに、県会議員の選挙があった。4月の初め統一選挙です。引退する議員は、「最近、質問をしてないが、最後だから一般質問をやる。」と3月議会にやって、5月か6月の初めに送られて来た会議録の自分のところを見たら、誤りがある。それで事務局長に、「俺の質問に誤字もあるし、誤った表現もあるぞ。」と言ったら、事務局長は、もう議員じゃないので恐くないから、「こんなに部厚い会議録ですから、誤りがあるのは当然です。」と言って、前議員の話にのらない。それで私のところに電話が来ました。「会議録が正しくない場合は、どうするのだ。」「誤りがある場合は、次の会議録に、その誤りがあったことを載せる。緊急を要する場合は会議録の追加ということで、正誤を送る場合もあります。」と言うと、前議員は「違うのだ。こんなに部厚いから、誤りがあるのは当然だと、事務局長が言っているのだ。」と私が怒られました。仕方がないから、「確かに部厚いから、誤りはあります。次の号で訂正が出ますから、それまで待っていただけませんか。我々も、これしか答えとして言えません。」と言ったら、「そういう風に言ってもらえると、俺も納得する。こんなに厚いものだから、誤りがあるのは当然だと言われると、頭に来る。」と怒っていました。

前議員に対しては、言葉遣いを注意して下さい。その後、その前議員に、「こういう訳でして、議事録を一生懸命見直しているそうです。」と手紙を書いたら、向こうから礼状が来ました。

それでは今から、疑問点がありましたら、聞いていただきたいと思います。

皆さんに申し上げたい点は、5番目の整文、修文です。「修文」という言葉は、使わないで下さい。「修文」は直すというイメージが強いので、「整文」として下さい。「整文の基準」を議長決裁でとる。担当者は原本の写しを持っていて、「これはできる」、「これは合わない」と思った場合はカットする。こういうことをやっていただきたい。テキストの「整文」にたくさん書きましたが、これ以外に自分のところにあることは、記録として残しておいてください。

次に「読点」です。名前は書いていませんが、どういう場合に「、」を使っているかを集中して研究したのが、25年前からの北海道議会です。北海道議会には速記者が4、5人いて「読点」についてのまとめをやっていました。「どういう場合に読点をつける」と、具体的に書いてあります。速記者が何人もいるからできたわけで、今みたいに事務職員が何年かで交代していたらできません。北海道議会に読点についての研究があることを言い忘れていたので、申し上げます。

議会の「用語」については、日本速記協会から出て、売っています。「使っていい言葉」と「使って悪い言葉」が書いてありますので、1冊あれば便利だと思います。皆さん、案内が来てご存知だと思いますが、日本速記協会の研修会が10月28日-29日、東京であります。29日は速記者で東村山市議会事務局長をやった中岡君が話をします。中岡君の話は現場に合うと思いますので、聞いてください。

私の申し上げたい点は以上です。その他、ご不明な点があったら、ご発言いただければと思います。

質問が出ていますので、先に、お答えします。

質問① 議事録の公開は開催からどのくらいで行うのが一般的か、約3時間程度の会議。

答 自分のところで作っている場合と外注している場合では全然違います。外注の場合は「何日間で作れ。」と言うと、その通りになりますが、自分のところだと職員的能力による。早く作るのは良いことですが、担当職員に残業させてまで作るのはどうでしょう。

「何日間位で行うのが適当か。」会議録の原案ができて、もう一度点検する作業は是非、厳格にやってもらいたい。会議録担当職員が数人もいるところは減多にないと思うから、他の職員が見ることになるのかもしれないし、会期日数によっても違うと思います。「できるだけ早く作って対応する」。これしか言えないと思います。

都道府県議会は、一番わかっている職員は、本会議・議運・常任委員会にあてがうから、新任職員が会議録を担当することが多いです。私は新任職員に「前任者に、『使っていい言葉、悪い言葉』の一覧表を貰わないと駄目だよ。」と言うのです。「そういうものはない。」という場合は、自分で気を付けたことを筆記して、それを2、3年続けたら大体同じになることが分かる。それを作ると次の人が非常に便利になります。

質問② 方言の修文は、どの程度まで行うべきか。

答 方言の修文は、私が見ても何のことかわからないというようなことがあっても一向に差し支えない。標準語に直す必要はない。そこの住民の90%が「これでわかる。」と言うなら、方言は使っていいです。

私は那覇市議会や沖縄県下の市議会職員研修、南九州の職員研修等に10年間位呼ばれまして、方言について、「その方言は、そこの地域の人を読むのですから。」と、今言ったようなことを言うと、パッと手をあげたのは那覇市議会の事務局長でした。「那覇は、方言でやったのでは会議録は読めない。」「なぜですか。」「本島のほかに島があるから、那覇には、その方言を持った人が四つの地域に分かれて住んでいる。だから、那覇の地域の方言で書いたら他の地域の人には、その方言がわからないのです。」沖縄県では、就職で那覇に来ている人が多いのです。那覇の次に大阪、兵庫。その次は関東と順番が決まっていますが、那覇で使用される方言は四つあるから方言を使うと、4種類の方言の会議録を書かなければならないということです。

那覇の場合は極端な例を出したのですが、方言が、一つの方言なら方言を使っても構わない。2種類の方言がある場合は、2種類の方言で書くか標準語で書く。どちらかしかないのです。

質問③ 整文について質問をさせていただきます。(多可町議会・植山)

先生のご説明にありましたように、「、」とかは項目に例があるのですが、例えば、議員さんが本会議中に発言された内容を後日確認したら、議員さん本人も「発言を間違えていた、趣旨を間違えていた、勘違いをしていた。」というような場合に、誤字・脱字は整文にありますが、趣旨が変わるようなものは整文として扱えないと思います。そういった場合は「発言の取消し」になると思うのですが、本会議を終了した後になった場合、会議録はそのままで、次回の定例会の初日なりに議会に諮って取消しを行う。「会議録はそのままで、次回の会議録において取消しを行う」といったような方法になるのか、「単純な発言の誤り、勘違いということで、議長の判断で削除ができるか」、といった点を教えていただけたらと思います。

答 「発言と内容の間違い」ということですが、その内容が明らかに間違いの場合には、会議録作成削除も議長の権限でできます。例えば「1+1=2であります」と言う

ところを「1+1=3 であります」と言った場合には、「1+1=2 であります」と会議録に直すのは当たり前です。誰が見たってそうです。数字で言うと明らかだから、私は、数字を使いましたが、その他の表現でも同じだと思います。会議をそのまま書くのが会議録じゃありません。整文の時点で、直せる範囲であるなら直していく。しかしながら、後で会議が終わってから気が付いたという場合でも、その内容が「1+1=3 であります」を「2」と直すことは、事実がそうなのでから可能です。

ところが違った表現で言って、日にちを変えて直すことができないような内容で言っている場合は、会議録はそのまま書いた方が良いでしょう。こういうことです。それで次の会議録のときに、その点を会議録の段階から付け加えるのか知りませんが、やらざるを得ないと思います。議員は、必ずしも正しいことを言っているとは限りませんので、そういう正しくないようなことを議員が言った場合には、議長が最終日までの間に時間があるなら、発言の訂正、取り消しの申し出を勧めることです。

質問④ 今日資料の3頁目4.「署名議員の役割(4)で署名拒否の取扱いは、その旨を会議録原本に記録しておく」。署名拒否の理由を原本に示しておく。とお聞きしたのですが、この場合、閲覧用の会議録の署名議員の欄は、空欄のままで良いのでしょうか。(太子町議会・清水)

答 本会議で議長から署名議員が指名されて会議録ができ上がったときに、「署名しない。」といった場合、当然、会議録の原本には、そういう風を書いておきます。

会議録署名議員の指名の方法には、やり方が二つあります。

一つは、1回指名したら会期全部の署名議員とする方法と、もう一つは、日にち毎に署名議員を指名する方法です。それぞれやり方が違うと思うのですが、会期を通して最初に指名する場合に署名を拒否した場合は、「〇〇議員は〇〇の理由によって署名を拒否した。」ということを示すのは当然だと思います。

質問④-1 それは原本ですか。太子町の場合は定例会期で二人ということで、日にちではないです。

答 会議録の原本に書くと同時に、その署名人は署名をしていない。署名をしていないのに会議録の最初の方では、その議員が署名議員で載っているわけで、そうすると、最後にその署名議員が載っていないといけないのに載っていないと、見る人が疑問を持ちます。ですから、「〇〇議員は〇〇の理由によって署名を拒否した」と記載します。

署名を拒否したのは第1日目だけか、会期中全部の日なのか。署名議員に1回しか署名させない議会では、会期最後の日の「これにて閉会します」と言った後の次の頁が、署名になります。ですから、1回しか署名しないのなら1回。日にち毎に署名させている議会は日にち毎に、署名のところに「〇〇議員は〇〇の理由により署名を拒否した」と原本に書くと同時に、署名をしなかったのは事実ですから、そのことを配布用の会議録に書いてもよいです。「〇〇議員は署名議員に指名されたが、〇〇の理由により署名を拒否した」と書いて、配布用の会議録を作ればよいと

いうことです。

(その他)

議長または副議長に対して、不信任決議が出る場合があります。不信任決議は法律上認められていませんが、事実上出てきた場合、例えば議長不信任決議が出てきた場合は副議長と替わって、それを議題として採決して否決になれば問題ないが、可決になっても法的に効力はありませんから、「俺は居座る。」と言ったらそれまでです。

ですが、半数以上の議員が駄目と言っているのだから、辞めるのが政治モラルです。「法的に俺は議長だ。」「お前が議長でいるのなら、審議はやらない。」と言って本会議が成り立たない状態が出てくる場合があるのです。それが出たのが今年3月から9月までの沖縄県那覇市議会。3月に議長不信任決議案が出て、可決になったが辞めない。6月議会で、また、議長不信任決議案が出て可決されたが辞めない。だから、審議に参加しない議員まで出てきたのです。議案の審議ができないことになって、一番得をするのは市長です。「議会が審議しないなら専決でやればいい。」一番簡単です。

ですが、私は議会の立場だから、議会として、そんなことはあり得ません。半数以上が「あんた駄目だ。」と言った場合は、議長と副議長が対立しているところが多いですから、議長を補佐する事務局長が、対立していないなら副議長あるいは議運の委員長が、「議長、辞めないと具合悪いよ。」と助言して議長に辞表を出させればいいのです。

沖縄県には「沖縄タイムス」と「琉球新報」という新聞社がありまして、9月21日に沖縄タイムスから私に「もう議会の会期が半分ほど進んでいるが、議長が辞めないから審議しない。議案の審議をしなかったら議会の役割はないのに、それでもやっている。これは、どうなのですか。」と電話が来たのです。私は、23時59分59秒まで携帯電話なら出ます。「北海道から沖縄まで、議員でも職員でも住民でも、私で役に立つことがあったらかけて下さい。」こう言っているからです。そうしたら沖縄タイムスから電話があって、「もう3回も不信任決議を出した。今度の4回目でも可決になるだろう。それなのに辞めない議長がいるのだが、これはどうなのですか。」「そんなのは議長じゃないです。辞めるように説得するのが副議長、事務局長の役目です。人のいる前で辞めろと言ったら、議長は辞めませんから、副議長や事務局長は議長と2人のところで、「こういうことは那覇市議会の例にないです。歴史に残るからお辞めになった方がいいです。」と言う。「私は職員だから言えません。」と言うのなら、会派代表者の方々だけが集まって、そこへ議長を呼んで「辞めた方がいいよ。」と説得するのです。人のいる前で辞めろと言ったら辞めません。これは議員の特質の一つです。40分取材に応じて電話を切ったら、「原稿を書いたので、間違っているところを指摘してくれ。」と言われ、それが先月9月22日の沖縄タイムスに載ったのです。その後、9月27日の琉球新報に辞職の記者会見が載って、そこにも私の意見が出た。一番得するのは那覇市長です。審議をしないで閉会になる、そんなことを議会がやっているのかと私は強調したのです。

普段から、そういう辞め方についての作戦を考えておかないと駄目です。それを言ったら辞める。これも知っておいてください。議員、議長、副議長が辞めると言ったときは、その日に辞めるのです。那覇市の議長は新聞が出て辞めると言ったときに「俺は辞める。但し定例会中は議長でいたいから、最終日10月5日に辞める。」こういう辞め方は、ないのです。

沖縄に限りません。例えば、「私は1年で必ず辞めます。」と言って議長に就任しても、「辞めるか辞めないか、わからない。」と言うことがあるのです。それで就任した時に日付なしの議長の辞職願を他の議員が預かっておいて、3月議会で選ばれたのなら翌年3月に辞職願を出すことにする。ところが、「あの辞職願はない。」と、その議長が言うので預かっている議員に聞いたら、「議長に就任して1週間経って、こんなものがマスコミに分かったら、うちの議会にとって不名誉なことであるから、絶対に辞めるから返してくれと言うので返したら、目の前で破った。だからない。」と辞職願を預かった議員が他の議員の前で言ったら、別の議員が、「大体、そういうことだと思った。だから私は、当時、辞職願を預かった議員に「見せてくれ」と言ってゼロックスでとっておいた。」それを議長に見せたら、「じゃあ、辞める。」と辞めた。青森市議会の例です。辞職願をとっておいても、そういうことが起きます。

そういう場合は、マスコミとかを一切入れないで、会派制をとっている場合は会派の代表者だけで集まって、そこに議長も入れて、「いくらなんでも、うちの議会の不名誉なことだし歴史に残るから、辞めなさいよ。」「辞めろ」でなく「辞めた方がいいですよ。」と説得する。辞めさせることが目的で怒鳴ることじゃない。それを事務局長も聞いている。議会運営委員会は、マスコミが入るから駄目です。

皆さん、衆参両議院の議長、議員が辞めるときはどのようなときか。内閣総理大臣だって「辞めろ、辞めろ。」と言われても「辞めない。」と言っておいて、次の日になったら急に辞表を出す。国会の場合は、辞めると言ったときは、その日に辞表を出しているから、直ぐ議題にして可決する。地方議会は、辞表を出す日と辞める日がずれている例が非常に多いです。その間、政治力がゼロになります。どうか、皆様方の議会で議員が辞めると言ったときには、例えば12月の初めに辞めると言ったら、辞めると言ったときに辞表を出すのです。「15日で辞めるから、15日まで黙っていてくれ。」とすると、それまでの間、議員の政治力がゼロになる。ところが地方議員の皆さんは、15日までゼロになることを決して恥ずかしいと思っていないのです。

先ほど言いました青森市議会の「1年経ったら辞める」。あんなのは全く恥ずかしいです。愛媛県議会では、1年経って12月定例会で議長を交代すると約束したのに、「俺辞めない。」と言うが、就任のときに辞職願を書いていたから、預かっていた議員が副議長に出して、それで議長の辞職を許可した。「議長が欠員となりましたから、議長選挙を行います。」と言って議長選挙をやったら別の人が当選した。それなのに、前議長は「俺が議長だ。」と議長が2人できたのです。事務局長は後から選ばれた議長について。そうしたら前の議長が「俺が議長だ。事務局次長、お前を局長にする。」と次長を事務局長にして応接室を議長室にして、議長室も2つできた。1月になると

私ども全国都道府県議長会は総会をやります。そうしたら、愛媛県から2人議長が来て、2人とも「俺が議長だ。」と言う。愛媛県の席は1つしかありませんから「議長が2人いる県議会はない、今日は出席しないでくれ、席は1つだ。」と言ったら東京事務所に戻って出なかった。1月が過ぎ2月定例会の初めになって、知事が斡旋に入った。普通、そんなことがあったら横で見ている知事が多いのですが、そのときの知事は県議会議長から知事になった人で、2人の議長を呼んで、「両方とも辞職願を出せ。」と言った。両方に辞職願を出させて両方とも許可したのです。それで議長選挙をやって、別の人が議長になったのです。ところが、12月から2月の末まで議長が2人いたことになりませんが、法律上、議長は1人です。だから議会史を作るときに「一体いつから前議長は退職しているのか。」ということも3月定例会が終わってから、私どもが愛媛県に調査に行ったのです。「恥ずかしい。」と事務局は言わないから、「2人議長がいる訳がないのだから、どの時点で交代したことになるの。」「最初に議長が辞めると言ったときです。」「それは、都道府県の議会史に記録します。」都道府県議長会は、北海道から沖縄までの議長の在職年数の一覧表を作っているからです。

間に入ってくれたのが議長をやった知事だったので、2人の議長は納得したが、納得しなかった場合は議長2人がずっと続いたはずですが、3月に議長が1人になったときに事務局長2人のどちらかがクビになるわけです。事務局次長から事務局長に選ばれた人は、県庁の出先機関の局長に移って本庁にいなかった。いたら具合が悪いのでしょうか。微妙な点もあることを配慮したのでしょうか。こういうことが実際にありました。

こういうときには事務局長が議長と2人だけで本音でしゃべって、「あんた、やめなよ。」こう言ってやるのです。中身がわかっている事務局長だから言えるのです。

地方議会をわかる大学の先生は10年位前からやっと出て来ましたが、10年ではわからない。わかったとしても法律だけで、現場を見に来ないと駄目です。